

東かがわ市告示第 13 号

東かがわ市視察の受入れに関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市視察の受入れに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が視察を受け入れ、市が保有する行政情報その他情報を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第 2 条 視察の対応は、当該視察の内容を所管する課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

(申込み)

第 3 条 視察を希望する者（以下「申込者」という。）は、視察申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、視察申込書の提出は、別に指定するオンラインフォームに必要な事項を入力することにより行うことができる。

(受入決定等)

第 4 条 市長は、視察の受入れを決定したときは、視察受入決定通知書（様式第 2 号）により、申込者に通知するものとする。

(費用の徴収等)

第 5 条 視察に伴う情報の提供、資料の作成その他費用（以下「費用」という。）として、1 人当たり 5,000 円を徴収する。

2 前項の費用は、市が納入通知書又は請求書を発行の上、徴収する。

(免除)

第 6 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額を免除することができる。

(1) 視察に伴い市内で宿泊する者 全額

(2) 視察に伴い市内で飲食する者 半額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、費用の全額又は半額を免除することができるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に申込みのあった視察について適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

視 察 申 込 書

団 体 名			
所 在 地	〒		
視察希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時 分～
	第2希望	年 月 日 ()	時 分～
視察人数	人		
担 当 者 及び連絡先	部署名		
	ふりがな		
	氏 名		
	電話番号		
	E-mail		
視察内容			
市内宿泊	あり	なし	未定
市内飲食	あり	なし	未定
そ の 他			

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

視 察 受 入 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのあった視察について、下記のとおり受け入れますので
通知します。

記

1 受入日時 年 月 日 () 時 分～

2 視察費用

3 視察負担金

金 額	円	
内 訳	1人 5, 0 0 0円 × 人	
	減免	全額免除 半額免除

4 視察費用の納入

視察後にお送りする納入通知書又は請求書にてお支払いください。